（任意様式）　　　　　　　　　　　　　**高知市地方創生移住支援金調査書**

**１　共通確認事項**（該当する場合は必要事項を記入し、□にレを記入すること）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな申請者氏名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 移住前住所 | 〒 | 移住後住所 | 〒 |
| 電話番号 |  | E-mail |  |
| 単身・世帯の別 | □　単身　　　□　２人以上世帯 | 同時に移住した家族の人数 | ・同時に移住した家族の人数（申請者を含む）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人・上記のうち、18歳未満の人数　　　　　　人 |
| 就業又は起業に関する要件 | * 一般就業　　□　専門人材　　□　テレワーク　　□　本市認定関係人口　　□　起業
 |
| 共通確認項目 | ⑴　高知市への移住直前において県外に居住しており、かつ本支援金の申請日（以下、「基準日」という。）において、高知市での居住期間が転入日から起算して１年以内である。（転入日：　　　年　　月　　日） | □ |
| ⑵　⑴の転入日より前に、高知市移住相談窓口（移住・定住促進課）へ移住相談をしている（本人確認がとれない移住相談については無効となる）。※R7.4.1以降の転入者のみ（相談日：　　　年　　月　　日）　 | □ |
| ⑶　高知市を生活の本拠とし、基準日から５年以上継続して高知市に居住する意思がある。 | □ |
| ⑷　補助対象者又はその配偶者が、高知市が指定する移住等に関するアンケート調査（転入者アンケート）に回答している。※転入時に匿名回答している場合又は未回答の場合は、高知市移住相談窓口に事前にご連絡ください。 | □ |
| ⑸　日本の国籍を有する者、在留資格を有する者又は特別永住者のいずれかに該当する。 | □ |
| ⑹　補助対象者について、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第４条各号のいずれにも該当していない。 | □　　 |
| ⑺　高知市税及び高知県税、本市に移住する直前に居住していた市区町村の市町村税若しくは特別区税を滞納していない。 | □ |
| ⑻　申請者及び申請者と同一世帯に属する者が、過去10年間以内にこの要綱に基づく支援金の交付を受けていない（ただし，移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が，５年以上経過し，18歳以上となった場合を除く）。 | □ |
| ⑼　高知市二段階移住支援事業費補助金、高知市ＵＩ孫ターン支援事業費補助金又は高知市結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けていない（同一世帯に属する者を含む）。※原則補助金の併用はできませんので、必ず申請前に各補助金の内容をご確認ください。※高知市地方創生移住支援金費補助金を単身者が受領し、その後本市において結婚して新たな経費が発生した場合は、高知市新生活支援事業費補助金を申請できる場合があります。 | □ |

※必要事項が記載されていない場合又は☑が付いていない場合は、支援金の交付対象となりません。

**２　（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴（５年以上の在勤履歴を記載）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴がある場合、支援金の交付対象となりません。

**３　就業又は起業に関する確認項目**（該当する場合は必要事項を記入し、□にレを記入すること）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 一般就業・専門人材 | ⑴　就業先に、支援金申請日から5年以上継続して勤務する意思を有する。 | □ |
| ⑵　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。 | □ |
| 専門人材 | ⑶　目標達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職が前提ではない。 | □ |
| テレワーク | ⑷　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住しており、かつ本市において週20時間以上テレワークを実施している。 | □ |
| ⑸　転入から移住支援金の申請日までの間、勤務日数の１/５を超えて所属先企業等へ行かず、かつ所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給を受けていない。 | □ |
| 本市認定関係人口 | ⑹　転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更に伴う転入ではない。 | □ |
| ⑺　本市への移住前において、次に掲げる関係人口要件のいずれかに該当する。□　本市が主催するガイドツアー又はふるさとワーキングホリデーへ参加したことがある　　　（参加期間：　　　　年　　　月　　　日　～　　　年　　月　　日）　　　（参加区分：　□　ガイドツアー　　　　□　　ふるさとワーキングホリデー）□　本市が設置するお試し滞在施設を利用したことがある　　　（滞在期間：　　　　年　　　月　　　日　～　　　年　　月　　日）　　（滞在施設：　□　かがみ暮らし体験滞在施設「しいの木」　⇒　使用許可書（写）を添付　　　□　こうちらいふ滞在拠点「いっく」）□　本市にふるさと納税を行ったことがある　⇒　寄附金受領証明書（写）を添付　　　　（寄付年月日：　　　年　　　月　　　日）　（寄付金額：　　　　　　　　　　円）□　本市に居住経験がある　（高知市での居住期間：　　　　　年　　　～　　　　　年）⇒高知市に居住していたことが確認できる書類（戸籍の附票（写）等）を添付 | □ |
| 本市認定関係人口 | ⑻　本市への移住後において、次に掲げる地域の担い手確保の要件のいずれかに該当する。□　本市に本店又は主たる事務所を有し農林水産業を営む事業者（国及び地方公共団体を除く）に正社員（期間の定めがなく、かつ、１週間の所定労働時間を20時間以上とする雇用契約により雇用されている者をいう）として就業し、かつ農林水産業に従事する者　 ⇒就業証明書を添付□　家業等を継承するため、本市において親元で農林水産業に従事する者　 ⇒下記の３つの資料を添付①　就業証明書、②　親元での就業状況が確認できる書類（写）（家族経営協定書等及び給与明細等）、③　親元の経営状況が確認できる書類（写）（※）※　農業の場合・農地の権利関係を確認できる書類（土地登記事項証明書（全部事項証明書），農用地利用集積等促進計画又は農地法第３条許可書等）・売上内容が確認できる書類（出荷伝票等）* 林業の場合

・山林の権利関係を確認できる書類（土地登記事項証明書（全部事項証明書）等）・売上内容が確認できる書類（木材出荷伝票等）* 漁業の場合

・漁船の権利関係を確認できる書類（漁船登録票等）・売上内容が確認できる書類（水揚証明書等）　□　土地や設備等を取得（賃貸借を含む）し、本市において農林水産業を自ら営む者（自営のための長期研修を受講している者を除く）⇒下記の３つの資料を添付①　就業証明書、②　開業届出書（写）、③　経営状況が確認できる書類（※）※　農業の場合・農地の権利関係を確認できる書類（土地登記事項証明書（全部事項証明書），農用地利用集積等促進計画又は農地法第３条許可書等）・売上内容が確認できる書類（出荷伝票等）* 林業の場合

・山林の権利関係を確認できる書類（土地登記事項証明書（全部事項証明書）等）・売上内容が確認できる書類（木材出荷伝票等）* 漁業の場合

・漁船の権利関係を確認できる書類（漁船登録票等）・売上内容が確認できる書類（水揚証明書等）　 | □ |
| 起業 | ⑼　高知県創業支援事業費補助金の交付決定を受けている。 | □ |

※必要事項が記載されていない場合又は必要な項目に☑が付いていない場合は、支援金の交付対象となりません。

**４　誓約事項及び個人情報の取扱内容**（該当する場合は□にレを記入するとともに、署名すること）

支援金の交付申請に当たっては、高知市地方創生移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守するとともに、以下の事項について誓約します。また、以下の個人情報の取扱内容について、同意します。

　　　年　　月　　日　　申請者（署名）

（※必ず本人が自署してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 誓約事項 | ⑴　高知県地方創生移住支援事業に関する報告及び立入調査について、高知県及び高知市から求められた場合には、それに応じます。 | □ |
| ⑵　以下の場合には、高知市地方創生移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき | 全額 |
| ②　高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第４条各号のいずれかに該当することとなったとき |
| ③　支援決定者が要綱第２条第１項の法人に就業する者である場合において、基準日から１年を経過するまでに当該法人を退職したとき |
| ④　（起業の場合）高知県創業支援事業費補助金の交付決定を取り消されたとき |
| ⑤　要綱第10条に規定する書類の提出がない場合又は要綱第11条に規定する調査等を拒否した場合等で支援決定者が市内に居住していることの確認ができない場合 |
| ⑥　支援金の申請日から３年を経過する前に本市から転出したとき |
| ⑦　支援金の申請日から３年以上本市に居住し、かつ５年以内に本市から転出したとき | 半額 |

　　※上記⑥⑦のうち、次のいずれかに該当するときは返還を要しない。　　　　ア　支援金申請日から１年以上本市に居住した後、本市から転出し、高知県内の他の市町村に居住する場合で、あらかじめ転出届出書（様式第６条）により市長に届け出たとき　　　　イ　就業先が行う研修等のため、１年以内の期間に限り本市から転出する場合で、あらかじめ研修等一時転出証明書（様式第４号）を市長に提出したとき | □ |
| ⑶　移住支援金の交付申請の日から５年を経過するまでの間、毎年３月に、現況届出書（様式第５号）を市長に提出します。 | □ |
| ⑷　移住支援金の申請をしてから５年以内に、高知市から転出することとなった場合には、転出前に転出届出書（様式第６号）を提出します。 | □ |
| ⑸　上記⑥⑦のうち、アに該当する場合、移住支援金の申請をしてから５年間を経過するまで、毎年３月に市長に現況届出書（様式第５号）を提出します。 | □ |
| 個人情報の取扱い | ⑹　高知県及び高知市は、高知県地方創生移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 | □ |
| ⑺　高知県及び高知市は、当該個人情報について、高知県以外の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、高知県以外の都道府県、本市以外の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。 | □ |

※署名されていない場合又は☑が付いていない場合は、支援金の交付対象となりません。